

高次脳機能障害とは?

交通事故や脳卒中等による脳の損傷による後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活および社会生活への適応が困難となる障害です。

また、外見上からは分かりにくいので、周囲の理解が得られにくく『見えない障害』と言われていています。

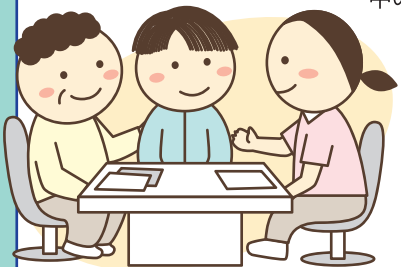


就労継続支援とは?

就労継続支援は、一般企業等での就職が困難な方が、就労の機会をもつとともに、生産活動を通じて知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うことを目的としています。

就労継続支援には利用者が事業所と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障する「雇用手」と、契約を結ばない「非雇用手」があります。

尚、就労移行支援と就労継続支援は、障害福祉サービスの中の訓練等給付に位置づけられていますが、利用するためには、市区町村に申請し、障害福祉サービスの必要性等の調査を経て支給決定を受ける必要があります。



無料相談サービスのご案内

電話・メール・
面接相談

交通事故に遭った時の相談や日常生活のご相談など様々なご相談をお受けしています。専門の相談員がお受け致しますのでお気軽にご相談ください。

特に交通事故相談は、高次脳機能障害に精通した弁護士や行政書士による相談対応も、ご相談内容によっては可能です。

050-1477-2087

9時～7時
土日祝休み

相談費用は無料です。

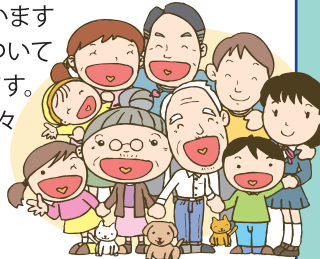
高次脳機能障害患者・家族会に参加しませんか

当会では高次脳機能障害患者・ご家族が集まり、交流できる場として、患者・家族会を設けています。

日々の困り事やお悩みを気軽に話して解消できる場です。様々な専門家との連携もございまして、将来の法的な問題等についてもお気軽に、ご相談いただけます。

今後、座談会・講演会の他、様々な事業を皆で計画・実施していきたいと思っております。

お気軽にご参加ください。



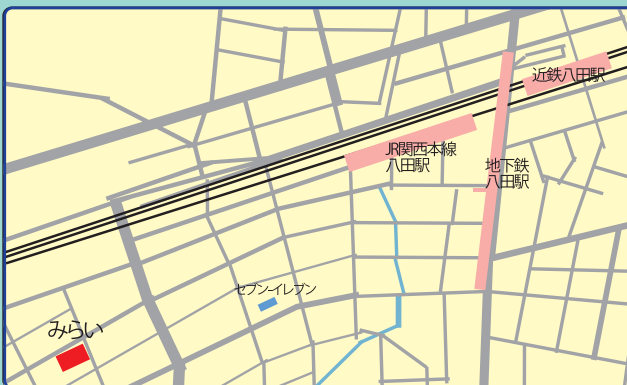
就労継続支援B型作業所(チャレンジハウスみらい愛知)及び、患者家族会のご利用のお申込み、お問い合わせ、ご相談はこちらから。

052-352-0677

9時～5時
土日祝休み

高次脳機能障害の総合情報サイト

<http://koujinou.net>



アクセス：地下鉄東山線八田駅・JR関西本線八田駅から
徒歩7分 / 近鉄八田駅から徒歩9分

〒454-0906

名古屋市中川区開平町一丁目35番地

一般社団法人高次脳機能障害ネットワーク

理事長：尾山芳子

E-mail：mirai_aichi@koujinou.net

当事者家族による
就労継続支援B型作業所が
オープンしました

見学会実施中

**チャレンジハウス
みらい愛知**

2014年8月オープン

やりがい
わくわく
自立



一般社団法人 高次脳機能障害ネットワーク



やりがい

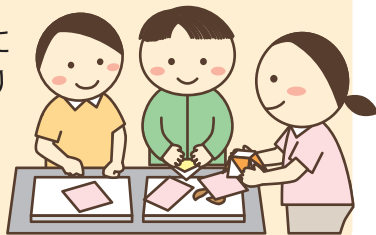
単純作業だけではなく、通所者が「やりがい」を感じることができる仕事を用意します。

通所作業所での作業は、単純作業の繰り返しになりがちですが、通所者個々の能力を丁寧に把握しながら、また希望を聞きながら、適した作業を提供します。

また、少しずつステップアップしていき、より高度な作業ができるように目指してまいります。

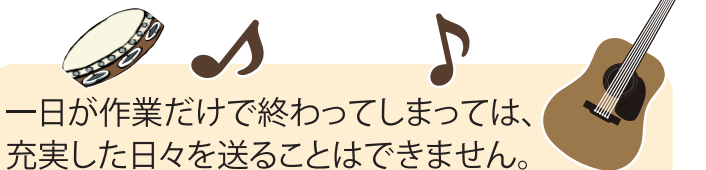
更に、常に楽しく作業ができるよう、明るい環境づくりに努め、笑顔あふれる作業所を目指します。

また、スタッフが適切にフォローすることにより効率よく作業を進め、作業時間を短縮することに努めます。



わくわく

作業所に行くことが楽しみになるように、毎日「わくわく」を提供します。



一日が作業だけで終わってしまっては、充実した日々を送ることはできません。

当事業所では通所者が毎日来たくなるようなレクリエーションを毎日日替わりで用意します。
(自由参加・無料、材料等が発生する場合は実費のみ有料)

ギター等を使った音楽活動、講師を招いてのちぎり絵や絵画、陶芸なども企画し、作業所に来れば、毎日いろいろなことが経験できます。

様々な経験をしていただくことで、新しい趣味や、得意なことを見つけて頂き、更に深めて頂くことも可能です。



自立

生活版ジョブコーチ手法を応用して、毎日少しずつ日常生活のための訓練をします。

ご家族にとって、家族亡き後の当事者の生活を最も心配されているのではないのでしょうか。私たちは日本で初めて、日常での自立した生活を目指した訓練を行う、「生活版ジョブコーチ手法」をサービスとして提供をしております。通常は訪問介護でのヘルパーサービスにて提供させて頂いていますが、作業所での作業終了後毎日少しずつ、無償にて「生活版ジョブコーチ手法」による日常生活訓練を希望頂いた方に提供させていただくことになりました。

料理等材料がかかる場合は実費のみ頂きますが、サービスは無料でご利用いただけます。



サービスご利用開始までの流れ

① みらい愛知へ相談

みらい

まずは「みらい愛知」にご連絡ください。

052-352-0677

具体的サービスやご利用費用等の説明をさせていただきます。
ご利用を希望される場合、役所の手続きについてもフォローさせていただきます。



② 利用申請

市町村

市区町村の障害福祉担当窓口申請します。

サービス利用意向の聴取

③ 障害支援区分の認定

市町村

障害支援区分の一次判定、二次判定

④ 支給決定

市町村

サービスの支援量を決定し、申請者に通知。
受給者証を発行します。

⑤ サービス利用の開始

みらい

「みらい愛知」と契約、利用開始

